

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の説明書

外務省



目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	二
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う適用の除外	三
二	協定の内容	三
1	第一部 一般規定	三
(1)	用語(第一条)	三
(2)	一般的な目的(第二条)	三
(3)	適用範囲(第三条)	三
(4)	除外(第四条)	三
(5)	この協定と国連海洋法条約、関連する文書等との間の関係(第五条)	四
(6)	主権、主権的権利又は管轄権への影響(第六条)	四
(7)	一般的な原則及び取組方法(第七条)	四
(8)	国際協力(第八条)	四
2	第二部 海洋遺伝資源(利益の公正かつ衡平な配分を含む。)	四
(1)	目的(第九条)	四
(2)	適用(第十条)	五

(3)	公海等の海洋遺伝資源に関する活動(第十一条)	五
(4)	公海等の海洋遺伝資源等に関する活動についての通報(第十二条)	六
(5)	公海等の海洋遺伝資源に関連する先住民及び地域社会の伝統的な知識(第十三条)	七
(6)	利益の公正かつ衡平な配分(第十四条)	七
(7)	取得の機会・利益配分委員会(第十五条)	八
(8)	監視及び透明性(第十六条)	九
3	第三部 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)等の措置	九
(1)	目的(第十七条)	九
(2)	適用区域(第十八条)	九
(3)	提案(第十九条)	一〇
(4)	提案の公表及び予備的な検討(第二十条)	一〇
(5)	提案に関する協議及び評価(第二十一条)	一〇
(6)	区域に基づく管理手段の設定(第二十二条)	一一
(7)	意思決定(第二十三条)	一二
(8)	緊急措置(第二十四条)	一三
(9)	実施(第二十五条)	一三
(10)	監視及び検討(第二十六条)	一四
4	第四部 環境影響評価	一五
(1)	目的(第二十七条)	一五
(2)	環境影響評価を実施する義務(第二十八条)	一五
(3)	この協定と関連する文書等の下で行われる環境影響評価の手續との間の関係(第二十九条)	一六

(4)	環境影響評価を実施するための基準及び要素(第三十条)	一六
(5)	環境影響評価の過程(第三十一条)	一七
(6)	公の通報及び協議(第三十二条)	一八
(7)	環境影響評価報告書(第三十三条)	一九
(8)	意思決定(第三十四条)	二〇
(9)	許可された活動の影響の監視(第三十五条)	二〇
(10)	許可された活動の影響に関する報告(第三十六条)	二〇
(11)	許可された活動及びその影響の検討(第三十七条)	二〇
(12)	科学技術機関が作成する環境影響評価に関連する規格又は指針(第三十八条)	二一
(13)	戦略的環境評価(第三十九条)	二二
5	第五部 能力の開発及び海洋技術の移転	二二
(1)	目的(第四十条)	二二
(2)	能力の開発及び海洋技術の移転における協力(第四十一条)	二二
(3)	能力の開発及び海洋技術の移転の方法(第四十二条)	二三
(4)	海洋技術の移転に関する追加的な方法(第四十三条)	二三
(5)	能力の開発及び海洋技術の移転の種類(第四十四条)	二三
(6)	監視及び検討(第四十五条)	二四
(7)	能力開発・海洋技術移転委員会(第四十六条)	二四
6	第六部 制度的な措置	二四
(1)	締約国会議(第四十七条)	二四
(2)	透明性(第四十八条)	二五

(3)	科学技術機関(第四十九条)	二五
(4)	事務局(第五十条)	二六
(5)	情報交換の仕組み(第五十一条)	二六
7	第七部 資金及び資金供与の制度	二六
(1)	資金供与(第五十二条)	二六
8	第八部 実施及び遵守	二七
(1)	実施及び履行状況の監視(第五十三条及び第五十四条)	二七
(2)	実施・遵守委員会(第五十五条)	二八
9	第九部 紛争の解決(第五十六条から第六十一条まで)	二八
10	第十部 この協定の非締約国(第六十二条)	二八
11	第十一部 信義誠実及び権利の濫用(第六十三条)	二八
12	第十二部 最終規定(第六十四条から第七十六条まで)	二八
13	附属書	二八
(1)	附属書Ⅰ 区域の特定のための例示的な基準	二八
(2)	附属書Ⅱ 能力の開発及び海洋技術の移転の種類	二八
三	協定の実施のための国内措置	二八
(参 考)		二九

1 協定の成立経緯

(1) 昭和五十七年（千九百八十二年）に採択された海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）は、海洋環境の保護及び保全に関する一般的な権利及び義務について、また、平成四年（千九百九十二年）に採択された生物の多様性に関する条約は、主に国の管轄権の及ぶ区域における生物の多様性の保全及び利用等について定めている。しかし、千九百九十年代以降、海洋における人間の活動及びその影響の範囲が拡大した結果、「いずれの国の管轄にも属さない区域（公海及び深海底）における海洋の生物の多様性」（BBNJ）についても、その保全及び持続可能な利用に関するルールが必要であるとの認識が国際社会において高まった。

(2) こうした認識の高まりを背景として、平成十六年（二千四年）十一月、国際連合総会（以下「国連総会」という。）は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する諸問題を研究するためのアドホック・オープンエンド非公式作業部会の設置を決定し、新たな法的枠組みの作成に関する議論を開始した。同作業部会は、平成十八年（二千六年）から平成二十七年（二千十五年）までに九回の会合を行い、平成二十七年（二千十五年）一月に国連総会に対して国連海洋法条約に基づく法的拘束力のある文書を作成することを勧告し、これを受けて、国連総会は、同年六月に当該文書の草案を含めるべき要素を検討するための準備委員会の設置を決定した。同準備委員会は、平成二十八年（二千十六年）から四回の会合を経て、平成二十九年（二千十七年）七月、国連総会に対して、当該文書の草案に含めるべき要素を勧告した。同年十二月、国連総会は、その勧告に基づき、国連海洋法条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書に係る政府間会議の設置を決定し、各国政府間における条文作成作業を開始した。同政府間会議は、平成三十年（二千十八年）九月に第一回会合を行い、その後、令和五年（二千二十三年）六月十九日、第五回再開会合において、海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（国際連合の関連文書等における通称は、「BBNJ協定」という。）を採択した。令和七年（二千二十五年）二月六日現在、この協定は未発効である。

## 2 協定締結の意義

この協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域（この協定においては、「公海及び深海底」を指す。以下「公海等」という。）における海洋遺伝資源等の利用及びその利益配分、区域に基づく管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の開発及び海洋技術の移転等について定めたものである。我が国がこの協定を締結することは、公海等において、海洋の生物の多様性を保全し、及び持続可能な利用を確保する見地から有意義であると認められる。

## 3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 公海等の海洋遺伝資源等について、その採取及び利用に関する情報が情報交換の仕組みに通報され、並びにその利用から生じた利益が公正かつ衡平に配分されることを確保すること。
- (2) 海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために海洋保護区等の区域に基づく管理手段の設定が決定される場合には、自国の活動がその決定と整合的に行われることを確保すること。
- (3) 自国の活動が公海等の海洋環境に重大かつ有害な影響を与えるおそれがある場合には、環境影響評価が行われることを確保すること。
- (4) 開発途上国である締約国の能力開発等に協力すること。
- (5) この協定に基づいて設置される機関に係る経費を支弁するための分担金及び締約国会議により金銭的な利益の配分の方法が決定されるまでの間、開発途上国である締約国への支援等に係る特別基金のための年次拠出金を支払うこと。

## 4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、国際社会全体として取り組むべき喫緊の地球環境課題である海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用の確保を目的として、新たに公海等における国際的なルールを整備するものであることから、国際社会の関心が高く、早期の発効を期待する声が高まっており、また、この協定を実施するための主要な制度及び手続規則が締約国会議の第一回会合において決定されることとなつていゝる。このため、我が国が海洋権益の維持及び確保をしつつ、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用

の促進を図り、並びに法の支配に基づく海洋秩序の維持及び発展に寄与するためには、この協定の発効の時から締約国として参画することが重要であるところ、この協定を早期に締結することが望ましい。

5 我が国が行う適用の除外

我が国は、この協定が我が国について効力を生ずる前に採取され、又は生成された公海等の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用について、この協定の規定が適用されないよう、この協定の第十条1及び第七十条の規定に基づき、この協定を締結する際に書面により除外を設ける予定である。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文七十六箇条及び二の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 第一部 一般規定

(1) 用語（第一条）

この協定上の用語（「区域に基づく管理手段」、「いずれの国の管轄にも属さない区域」、「バイオテクノロジー」等）について定義している。

(2) 一般的な目的（第二条）

この協定は、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

(3) 適用範囲（第三条）

この協定は、公海等について適用する。

(4) 除外（第四条）

この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しない。また、第二部の規定を除き、この協定は、締約国が所有し、又は運航する他の船舶又は航空機で政府の非商業的任務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は自国が所有し、又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航等を阻害しないような措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの協定に即して行動することを確保する。

- (5) この協定と国連海洋法条約、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関（以下「関連する文書等」という。）との間の関係（第五条）
  - (ア) この協定は、国連海洋法条約の範囲内で、かつ、国連海洋法条約に適合するように解釈し、及び適用する。
  - (イ) この協定は、関連する文書等の権限を損なうことなく、また、これらの関連する文書等との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用する。
  - (ウ) 国連海洋法条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位は、これらの文書との関係においては、この協定によって影響を受けない。
  - (6) 主権、主権的権利又は管轄権への影響（第六条）  
この協定は、主権、主権的権利又は管轄権に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。
  - (7) 一般的な原則及び取組方法（第七条）  
この協定の目的を達成するための指針とする原則及び取組方法（汚染者負担の原則、国連海洋法条約に規定する人類の共同財産の原則、海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由、予防的な取組方法等）を規定している。
  - (8) 国際協力（第八条）
    - (ア) 締約国は、この協定の目的を達成するに当たり、関連する文書等との協力を強化すること等を通じて行うことを含め、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、この協定に基づいて協力する。
    - (イ) 締約国は、関連する文書等における意思決定に参加する場合において、適当なときは、この協定の目的の普及を促進するよう努める。
    - (ウ) 締約国は、国連海洋法条約に適合する海洋の科学的調査並びに海洋技術の発展及び移転における国際協力を促進する。
- 2 第二部 海洋遺伝資源（利益の公正かつ衡平な配分を含む。）
    - (1) 目的（第九条）

第二部の規定は、次の事項を目的とする。

- (7) 公海等の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報（以下「海洋遺伝資源等」という。）に関する活動から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
  - (4) 締約国、特に開発途上国である締約国が公海等の海洋遺伝資源等に関する活動を行うための能力の開発及び向上
  - (ウ) 知見、科学的な知識及び技術革新の創造
  - (エ) 海洋技術の発展及び移転
- (2) 適用（第十条）
- (ア) この協定の規定は、各締約国について協定が効力を生じた後に採取され、及び生成された公海等の海洋遺伝資源等に関する活動について適用する。また、締約国が署名又は批准等の際に書面により除外を設ける場合を除き、この協定が効力を生ずる前に採取され、又は生成された公海等の海洋遺伝資源等の利用についても適用する。
  - (イ) この部の規定は、関連する国際法に基づいて規制される漁獲及び漁獲関連活動並びに漁獲及び漁獲関連活動において公海等から採捕されたことが知られている魚類その他の海洋生物資源については、適用しない。
  - (ウ) この部に定める義務は、締約国の軍事的活動については、適用しない。
- (3) 公海等の海洋遺伝資源に関する活動（第十一条）
- (ア) 全ての締約国並びにその管轄の下にある自然人及び法人は、この協定に従って、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動を行うことができる。
  - (イ) 締約国は、公海等の海洋遺伝資源等に関する全ての活動について協力を促進する。
  - (ウ) 公海等における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、国連海洋法条約に従い、沿岸国の管轄の下にある区域における当該沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払い、並びに公海等における他の国の利益に妥当な考慮を払って行う。
  - (エ) いずれの国も、公海等の海洋遺伝資源について主権又は主権的権利を主張し、又は行使してはならない。
  - (オ) 公海等における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、海洋環境又はその資源に対する権利の主張の法的根拠を構成するもので

はない。

(カ) 公海等の海洋遺伝資源等に関する活動は、全ての国の利益であり、かつ、全人類の利益のためのもの、特に、開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、人類の科学的な知見を進展させ、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するためのものである。

(キ) 公海等の海洋遺伝資源等に関する活動は、専ら平和的目的のために行う。

(4) 公海等の海洋遺伝資源等に関する活動についての通報（第十二条）

(ア) 締約国は、情報が第二部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(イ) 公海等における海洋遺伝資源の生息域内での採取の六箇月前に、又は当該採取の前に可能な限り速やかに、採取の性質及び目的、研究の対象となる事項又は採取する海洋遺伝資源、採取を行う地理的区域等の情報について情報交換の仕組みに通報する。

(ウ) 情報交換の仕組みは、通報があった場合には、B B N J標準バッチ識別記号を自動的に生成する。

(エ) 情報交換の仕組みに提供された情報が、採取を行う前に実質的に変更された場合において、実行可能なときは、生息域内での採取の開始までに、更新された情報を通報する。

(オ) 締約国は、海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報（以下「D S I」という。）を保管する保管場所又はデータベース、生息域内で採取された海洋遺伝資源を保管し、又は保持する場所等の情報が、B B N J標準バッチ識別記号とともに、遅くとも公海等の海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年以内に、情報交換の仕組みに通報されることを確保する。

(カ) 締約国は、自国の管轄の下にある保管場所又はデータベースに保管された公海等の海洋遺伝資源の標本及びD S Iが、現行の国際慣行に従い、かつ、実行可能な範囲において、公海等に起源を有するものとして特定できることを確保する。

(キ) 締約国は、自国の管轄の下にあるデータベース及び実行可能な範囲において保管場所について、B B N J標準バッチ識別記号と結び付いた海洋遺伝資源等の取得の機会についてまとめた報告書を二年ごとに作成すること及び取得の機会・利益配分委員会に対して当該報告書を利用可能なものとすることを確保する。

(ク) 締約国は、公海等の海洋遺伝資源及び実行可能なときはD S Iが自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用の対象とな

る場合において、可能なときは、利用の成果、利用の対象となった海洋遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取後の通報の詳細、利用の対象となる標本の原本が保管されている場所等の情報を入手したときに直ちに、これが情報交換の仕組みに通報されることを確保する。

(5) 公海等の海洋遺伝資源に関連する先住民及び地域社会の伝統的な知識（第十三条）

締約国は、適当な場合には、公海等の海洋遺伝資源に関連する伝統的な知識が、当該知識を有する先住民及び地域社会の自由意志による情報に基づく事前の同意又は承認及び関与を得た上でのみ取得されることを確保するため、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(6) 利益の公正かつ衡平な配分（第十四条）

(ア) 公海等の海洋遺伝資源に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。

(イ) 非金銭的な利益は、標本、DSI、科学的データ等の取得の機会、情報交換の仕組みへの通報に含まれる情報、海洋技術の移転、能力開発及び科学者等のための連携の機会、技術的及び科学的な協力等の形式で配分する。

(ウ) 締約国は、自国の管轄の下にある自然人又は法人が利用する公海等の海洋遺伝資源等が、BBNJ標準バッチ識別記号とともに、利用の開始から三年以内に、又は利用可能となったときは速やかに、公に利用可能な保管場所及びデータベースに保管されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(エ) 締約国の管轄の下にある保管場所及びデータベースに保管された公海等の海洋遺伝資源等の取得の機会については、海洋遺伝資源を保全する必要性、データベース等の維持に関連する合理的な費用等の合理的な条件を課すことができるものとし、公正かつ最も有利な条件で開発途上国からの研究者及び研究機関に提供することができる。

(オ) 公海等の海洋遺伝資源等の商業化を含む利用から生ずる金銭的な利益は、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、資金供与の制度を通じて、公正かつ衡平に配分する。

(カ) 先進締約国は、自国の分担金の五十パーセントの額の年次拠出金を特別基金に支払う。支払は、金銭的な利益の配分の方法に

ついて締約国会議が決定を行うまで継続する。

- (キ) 締約国会議は、金銭的な利益の配分の方法について、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、決定する。当該方法は、段階ごとの支払、製品の販売からの収入の一定の割合の支払を含む商業化に関する支払又は拠出等を含めることができる。
- (ク) 締約国は、締約国会議が金銭的な利益の配分の方法を採択する時に、最長四年の期間、当該方法が当該締約国について効力を生じない旨の宣言を行うことができる。宣言を行う締約国は、新たな方法が効力を生ずるまで、特別基金への年次拠出金の支払を継続する。
- (ケ) 締約国会議は、金銭的な利益の配分の方法について決定するに当たり、当該方法が取得の機会及び利益の配分に関する他の枠組みと補完的であり、かつ、当該他の枠組みに適合し得るべきであることを認識しつつ、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮する。
- (コ) 締約国会議は、公海等の海洋遺伝資源等の利用から生ずる金銭的な利益について、特別基金への年次拠出金の検討を含め、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、二年ごとに検討し、及び評価する。
- (カ) 締約国は、適当な場合には、自国の管轄の下にある自然人又は法人による公海等の海洋遺伝資源等に係る活動から生ずる利益がこの協定に従って配分されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- (7) 取得の機会・利益配分委員会（第十五条）
  - (ア) 取得の機会・利益配分委員会は、利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たす。
  - (イ) 取得の機会・利益配分委員会は、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動のための指針又は行動規範、金銭的な利益の配分の割合又は仕組み等を含む第二部の規定に関連する事項について、締約国会議に勧告を行うことができる。
  - (ウ) 締約国は、情報交換の仕組みを通じて、この協定によって必要とされる情報を取得の機会・利益配分委員会に対して利用可能なものとする。
  - (エ) 取得の機会・利益配分委員会は、その権限に基づく活動について、関連する文書等との協議を行い、情報の交換を促進するこ

とができる。同委員会は、これにより得られた情報に関し、締約国会議に勧告を行うことができる。

(8) 監視及び透明性（第十六条）

(ア) 公海等の海洋遺伝資源等に関する活動の監視及び透明性については、情報交換の仕組みへの通報及びB B N J標準バッチ識別記号の利用を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会による勧告に基づき締約国会議が採択する手続に従って、確保する。

(イ) 締約国は、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動及びその利益の配分に関する自国によるこの部の規定の実施について、取得の機会・利益配分委員会に対し定期的に報告書を提出する。

(ウ) 取得の機会・利益配分委員会は、情報交換の仕組みを通じて受領した情報に基づき報告書を作成し、当該報告書を締約国会議の審議のために提出する。

3 第三部 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。以下同じ。）等の措置

(1) 目的（第十七条）

第三部の規定は、次のことを目的とする。

(ア) 保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用すること。

(イ) 国、関連する文書等の間における区域に基づく管理手段の利用についての協力及び協調を強化すること。

(ウ) 生物の多様性及び生態系を保護し、保全し、回復させ、及び維持すること並びにストレスの要因に対する強韌性<sup>じょうじ</sup>を強化すること。

(エ) 食料安全保障その他の社会経済的な目的を支援すること。

(オ) 区域に基づく管理手段を策定し、実施し、監視し、管理し、及び執行するに当たり能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を行うことを通じ、開発途上国である締約国を支援すること。

(2) 適用区域（第十八条）

区域に基づく管理手段の設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。

- (3) 提案（第十九条）
- (ア) 区域に基づく管理手段の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出する。
- (イ) 締約国は、提案の策定のため、関連する利害関係者と協力し、及び協議を行う。
- (ウ) 提案は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識（以下「最良の科学等及び伝統的な知識」という。）に基づいて作成する。
- (エ) 区域の特定に関する提案には、対象となる区域に関する地理的又は空間的な説明、区域の特定のための基準に関する情報、区域における人間活動及びその人間活動が及ぼすおそれのある影響、海洋環境及び生物の多様性の状態に関する説明、保全等の目的に関する説明、管理計画案等の主要な要素を含める。
- (4) 提案の公表及び予備的な検討（第二十条）
- 事務局は、受領した書面による提案を公に利用可能なものとし、及び科学技術機関に送付する。科学技術機関は、必要とされる情報が当該提案に含まれていることを確認するため予備的な検討を行う。事務局は、その結果を公に利用可能なものとし、提案国に伝達する。提案国は、その結果を考慮した上で、当該提案を事務局に再送付する。事務局は、これを締約国に通報し、及び公に利用可能なものとし、並びに協議を促進する。
- (5) 提案に関する協議及び評価（第二十一条）
- (ア) 提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者に開かれたものとする。
- (イ) 事務局は、各国（特に隣接する沿岸国）、関連する文書等及び関連する利害関係者に対し、提案に関する見解、科学的な意見、既存の措置に関する情報等を提出するよう要請することにより、協議を促進し、及び情報を収集する。
- (ウ) 提案国は、提案する措置が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた区域に影響を及ぼす場合には、当該国と対象を特定した積極的な協議を行い、並びに当該国の見解及び意見を検討し、書面による回答を行い、並びに適当な場合には当該措置を修正する。
- (エ) 提案国は、協議の期間中に受領した提出物並びに科学技術機関からの見解及び情報を検討し、並びに適当な場合には、これに

- 応じて提案を修正する。
- (4) 科学技術機関は、修正された提案を評価し、及び締約国会議に勧告を行う。
  - (6) 区域に基づく管理手段の設定（第二十二条）
  - (7) 締約国会議は、最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の助言及び勧告に基づき、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行うものとし、また、関連する文書等との協力及び協調の上、当該関連する文書等が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができる。さらに、提案された措置が他の機関等の権限の範囲内のものである場合は、この協定の締約国及び関連する機関等に対し、それぞれの権限に従って、関連する措置の採択を促進するよう勧告を行うことができる。
  - (4) 締約国会議は、区域に基づく管理手段の設定等について決定を行うに当たり、関連する文書等の権限を尊重するものとし、また、当該関連する文書等の権限を損なってはならない。
  - (4) 締約国会議は、区域に基づく管理手段について、関連する文書等との協力及び協調を促進するため、定期的な協議を準備する。
  - (5) 締約国会議は、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての国際的な協力及び協調を促進するため、関連する文書等によって採択された既存の区域に基づく管理手段に係る仕組みを設けることについて、審議し、決定することができる。
  - (4) 締約国会議が採択する決定及び勧告は、国の管轄の下にある区域について採用する措置の実効性を損なってはならず、並びに国連海洋法条約に従い、全ての国の権利及び義務に妥当な考慮を払って行う。
  - (4) 設定された区域に基づく管理手段の全部又は一部がその後沿岸国の管轄に含まれることとなった場合には、その沿岸国の管轄の下にある部分については、直ちに効力を失う。引き続き公海等にある部分については、締約国会議がその次回の会合において、必要に応じ、区域に基づく管理手段の変更又は廃止を検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。
  - (4) 締約国会議が採択した区域に基づく管理手段又は関連する措置であって、関連する文書等が定められ、若しくは設置され、又

はこれらの権限について変更が行われたことにより、その全部又は一部がその後当該関連する文書等の権限の範囲に含まれることとなったものについては、締約国会議が、適当な場合には、当該関連する文書等との緊密な協力及び協調を通じて、当該区域に基づく管理手段又は関連する措置を維持し、変更し、又は廃止することを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。

(7) 意思決定（第二十三条）

(ア) 第三部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によって行う。コンセンサスに達しない場合には、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決でコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたことを決定した後、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で行う。

(イ) 決定は、当該決定が行われた締約国会議の会合の後百二十日で効力を生じ、全ての締約国を拘束する。いずれの締約国も、この百二十日間の期間内に事務局への書面による通告を行うことにより、採択された決定について異議を申し立てることができない。異議を申し立てた締約国は、当該決定に拘束されない。

(ウ) 異議を申し立てる締約国は、異議を申し立てる時に、次の一又は二以上の理由についての説明を書面で事務局に提供する。

(i) 決定が、この協定に反し、又は当該異議を申し立てる締約国の国連海洋法条約に基づく権利及び義務に反するものであること。

(ii) 決定が、当該異議を申し立てる締約国に対して法律上又は事実上不当に差別を行うものであること。

(iii) 当該締約国が、決定を遵守するためのあらゆる合理的な努力を払った後において、実行可能性の観点から当該決定を遵守することができないこと。

(エ) 異議を申し立てる締約国は、実行可能な範囲において、自己が異議を申し立てた決定と同等の効果を有する代替的な措置又は取組方法を採用するものとし、また、自己が異議を申し立てた決定の実効性を損なうような措置を採用してはならず、又はそのような行動をとってはならない。ただし、当該措置又は当該行動が、異議を申し立てた締約国が国連海洋法条約に基づく権利を行使し、及び義務を履行するために不可欠である場合は、この限りでない。

- (オ) 異議を申し立てた締約国は、締約国会議に対して定期的に、代替的な措置又は取組方法の実施について報告する。
  - (カ) 決定に対する異議については、異議を申し立てた締約国が事務局に対して書面による通告を行うことにより、当該決定の効力発生の後三年ごとに更新することができる。更新の通知が受領されない場合には、異議は、自動的に撤回されたものとする。
- (8) 緊急措置（第二十四条）
- (ア) 締約国会議は、自然現象又は人為的な災害が公海等における海洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、その害が増幅しないことを確保するため、必要なときは、公海等に緊急に適用される措置を採択するための決定を行う。
  - (イ) 採択される措置は、関連する文書等との協議の後、この協定の他の条の規定の適用を通じて、又は関連する文書等によって、深刻又は回復不可能な害を適時に管理することができない場合にのみ、必要であると認められる。
  - (ウ) 緊急に採択される措置については、締約国が提案することができ、又は科学技術機関が勧告を行うことができ、及び締約国会議の会合と会合との間において採択することができる。当該措置は、暫定的なものとし、採択の後、締約国会議の次の会合で再検討しなければならない。
  - (エ) 緊急に採択される措置は、その効力発生の後二年で終了する。ただし、設定する区域に基づく管理手段及び関連する措置により、若しくは関連する文書等が採択した措置により代替される場合には締約国会議によって、又は当該緊急に採択される措置を必要としていた状況が存在しなくなった場合には締約国会議の決定によって、それ以前に終了する。
  - (オ) 緊急措置を定めるための手続及び指針は、必要に応じ、最も早い機会における締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が作成する。
- (9) 実施（第二十五条）
- (ア) 締約国は、公海等で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、第三部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保する。
  - (イ) この協定のいかなる規定も、国際法に従い、この協定の目的の達成を支えるため、締約国が自国の国民及び船舶又は自国の管

轄若しくは管理の下にある活動に関して、第三部の規定に従って採択された措置に加えて、一層厳しい措置を採用することを妨げるものではない。

- (ウ) 採択された措置の実施に当たっては、開発途上にある島嶼国又は後発開発途上国である締約国に不均衡な負担を課すべきでない。
  - (エ) 締約国は、締約国会議が行う決定及び勧告の実施を支援するため、適当な場合には、自国が構成国となっている関連する文書等における措置の採択を促進する。
  - (オ) 締約国は、この協定の締約国となる資格を有する国、特に、設定された区域に基づく管理手段の対象となる区域において活動を行い、又は自国の船舶若しくは国民が活動する国に対し、区域に基づく管理手段に関する締約国会議の決定及び勧告の実施を支援する措置を採用するよう奨励する。
  - (カ) 関連する文書等の非締約国等である締約国であつて、当該関連する文書等の下で定められた措置を適用することに別段の合意をしないものは、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国連海洋法条約及びこの協定に従って協力する義務を免除されない。
- (10) 監視及び検討（第二十六条）
- (ア) 締約国は、設定された区域に基づく管理手段及び関連する措置の実施に関し、締約国会議に報告する。事務局は、その報告等を公に利用可能なものとする。
  - (イ) 関連する文書等は、設定された区域に基づく管理手段の目的を達成するために自らが採択した措置の実施に関する情報を締約国会議に提供するよう要請される。
  - (ウ) 科学技術機関は、設定された区域に基づく管理手段及び関連する措置を監視し、及び定期的に検討する。科学技術機関は、その検討において、区域に基づく管理手段及び関連する措置の実効性並びにそれらの目的の達成に向けた進捗状況について評価し、並びに締約国会議に助言及び勧告を与える。
  - (エ) 締約国会議は、採択した区域に基づく管理手段及び関連する措置の変更、延長又は廃止について、必要に応じ、決定又は勧告

を行う。

#### 4 第四部 環境影響評価

##### (1) 目的（第二十七条）

第四部の規定は、次のことを目的とする。

- (ア) 締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、公海等について環境影響評価に関する国連海洋法条約の規定を運用すること。
  - (イ) 海洋環境を保護し、及び保全するため、著しい悪影響を防止し、緩和し、及び管理するよう環境影響評価の対象となる活動が評価され、及び実施されることを確保すること。
  - (ウ) 累積的な影響及び国の管轄の下にある区域に及ぼす影響についての検討を支援すること。
  - (エ) 戦略的環境評価を定めること。
  - (オ) 公海等における活動について一貫した環境影響評価の枠組みを実現すること。
  - (カ) この協定の目的の達成を支えるため、特に開発途上国である締約国が環境影響評価及び戦略的環境評価を準備し、実施し、及び評価するための能力を構築し、及び強化すること。
- (2) 環境影響評価を実施する義務（第二十八条）
- (ア) 締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保する。
  - (イ) 国の管轄の下にある海域で実施される計画された活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動が公海等において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがある場合と判断する場合には、当該活動の環境影響評価が第四部の規定に従って実施され、又は環境影響評価が自国の国内手続に従って実施されることを確保する。自国の国内手続に従って環境影響評価を実施する締約国は、適時に情報交換の仕組みを通じて関連情報を利用可能なものとし、並びに当該活動が監視されること並びに情報交換の仕組みを通じて環境影響評価報告書及び関連する監視報告書を利用可能なものとする。

確保する。

(3) この協定と関連する文書等の下で行われる環境影響評価の手續との間の関係（第二十九条）

(ア) 締約国は、自国が構成国となっている関連する文書等において、環境影響評価の利用並びに科学技術機関が作成する規格又は指針の採択及び実施を促進する。締約国会議は、科学技術機関が、公海等における活動を規制し、又は海洋環境を保護する関連する文書等と協力するための仕組みを設ける。

(イ) 公海等における計画された活動について、当該活動を管轄し、又は管理する締約国が次の要件を満たしていると判断する場合には、選別又は環境影響評価を実施する必要はない。

(i) 計画された活動又は活動の区分の潜在的な影響が、他の関連する文書等の定める要件に従って評価されていること。

(ii) 計画された活動に対して既に行われた評価が第四部の規定に基づいて要求される評価と同等のものであり、かつ、その評価の結果が考慮されているか、又は関連する文書等の規制若しくは規格が、第四部の規定に基づく環境影響評価のための基準を下回る形で潜在的な影響を防止し、緩和し、若しくは管理するために設計され、かつ、当該規制若しくは規格が遵守されていること。

(ウ) 公海等における計画された活動の環境影響評価が関連する文書等の下で実施された場合には、関係する締約国は、環境影響評価報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。

(エ) 計画された活動が、関連する文書等の下で監視及び検討の対象となる場合を除くほか、締約国は、当該活動を監視し、及び検討し、並びにその報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。

(4) 環境影響評価を実施するための基準及び要素（第三十条）

(ア) 計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある場合又は当該活動の影響が不明であるか若しくは十分に理解されていない場合には、当該活動を管轄し、又は管理する締約国は、選別を実施するものとし、かつ、次の要件が満たされなければならない。

(i) 当該選別は、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ず

るに足りる合理的な理由があるか否かを締約国が評価するために十分に詳細なものとし、当該活動についての説明（目的、場所、期間及び程度を含む。）及び潜在的な影響に関する初期の分析を含める。

(ii) 当該選別に基づき、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由が締約国にあると判断される場合には、この部の規定に従って環境影響評価を実施する。

(イ) 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動が(ア)の基準を満たすか否かを判断するに当たり、次の要素を検討する。

- (i) 当該活動の種類、当該活動に使用する技術及び当該活動の実施方法
  - (ii) 当該活動の期間
  - (iii) 当該活動の場所並びにその場所の特性及び生態系
  - (iv) 当該活動の潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における潜在的な影響を含む。）
  - (v) 当該活動の影響が不明であるか又は十分に理解されていない程度
  - (vi) 他の関連する生態学的又は生物学的基準
- (5) 環境影響評価の過程（第三十一条）

締約国は、第四部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において、次の手順が含まれることを確保する。

(ア) 選別 計画された活動について環境影響評価が必要であるか否かを決定するための選別を適時に実施し、及びその決定を公に利用可能なものとする。環境影響評価を必要としない旨を決定する場合には、関連する情報を公に利用可能なものとする。当該決定に係る計画された活動の影響に関する見解を登録した締約国が懸念を表明した場合には、当該決定を行った締約国は、当該懸念を考慮する。科学技術機関は、登録された懸念を考慮するに当たり、最良の科学等及び伝統的な知識に基づき、計画された活動の潜在的な影響を評価するものとし、適当な場合には、勧告することができる。決定を行った締約国は、科学技術機関のいかなる勧告も考慮する。

(イ) 範囲の選定 主要な環境上の影響その他関連する影響及び該当する場合には、計画された活動の代替案が特定されること。範

- 困については、最良の科学等及び伝統的な知識を用いて定める。
- (ウ) 影響の評価 計画された活動の影響が、最良の科学等及び伝統的な知識を用いて評価されること。
  - (エ) 潜在的な悪影響の防止、緩和及び管理 著しい悪影響を回避するため、計画された活動の潜在的な悪影響を防止し、緩和し、及び管理するための措置を特定し、及び分析すること。
  - (オ) 公の通報及び協議が行われること。
  - (カ) 環境影響評価報告書が作成され、及び公表されること。
- (6) 公の通報及び協議（第三十二条）
- (ア) 締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であつて潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保する。
  - (イ) 潜在的に最も影響を受ける可能性のある国については、計画された活動の性質及び当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を考慮して決定されるものとし、次の国を含む。
    - (i) 天然資源を探索し、開発し、保存し、又は管理するための自国の主権的権利の行使が当該活動によって影響を受けると合理的に信ずるに足りる沿岸国
    - (ii) 当該活動が行われる区域において、影響を受けると合理的に信ずるに足りる人間活動（経済活動を含む。）を実施する国
  - (ウ) 環境影響評価の過程における利害関係者には、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界並びに公衆を含む。
  - (エ) 締約国は、協議の手続において受領した実質的な意見について検討し、回答を行い、又は対処する。締約国は、受領した意見及び当該意見に対する回答又は当該意見に対処した方法についての説明を公表する。
  - (オ) 締約国は、計画された活動が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海の区域に影響を及ぼす場合には、周囲の国と積極的な協議（事前通報を含む。）を行い、並びにそれらの周囲の国の見解及び意見を検討し、それらの見解等に明示的に対処す

る書面による回答を行い、並びに適当な場合には、当該活動を修正する。

(カ) 締約国は、この協定の規定に基づく環境影響評価の過程に関連する情報へのアクセスを確保する。この規定にかかわらず、締約国は、秘密の又は専有する情報の開示を要求されない。秘密の又は専有する情報が編集された事実については、公の文書に明示する。

(7) 環境影響評価報告書（第三十三条）

(ア) 締約国は、第四部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が作成されることを確保する。

(イ) 環境影響評価報告書には、少なくとも次の情報を含める。

- (i) 計画された活動（その場所を含む。）についての説明
- (ii) 範囲の選定の実施の結果についての説明
- (iii) 影響を受けるおそれのある海洋環境の基本評価
- (iv) 潜在的な影響についての説明
- (v) 防止、緩和及び管理のための潜在的な措置についての説明
- (vi) 不確実性及び知識の欠如についての説明
- (vii) 公の協議の手續についての情報
- (viii) 計画された活動の合理的な代替案の検討についての説明
- (ix) 事後の措置（環境管理計画を含む。）についての説明
- (x) 平易な要約

(ウ) 締約国は、科学技術機関が環境影響評価報告書を検討し、及び評価する機会を提供するため、公の協議の手續において情報交換の仕組みを通じて当該報告書の案を利用可能なものとする。

(エ) 締約国は、科学技術機関による環境影響評価報告書の案についてのいかなる意見も考慮する。

- (8) 意思決定（第三十四条）
- (7) 計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負う。
- (イ) 計画された活動を実施することができるか否かを決定する場合には、第四部の規定に従って実施された環境影響評価を十分に考慮する。締約国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可するための決定は、当該締約国が、緩和又は管理のための措置を考慮して、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の防止に適合する方法で当該活動を実施することができることを確保するためのあらゆる合理的な努力を払ったと判断した場合にのみ、行う。
- (ウ) 決定に係る文書は、緩和のための措置及び事後の要件に関する承認の条件を明確に規定する。決定に係る文書は、公表される。
- (エ) 締約国会議は、締約国の要請に基づき、当該締約国が計画された活動を実施することができるか否かを決定するに際し、助言及び支援を与えることができる。
- (9) 許可された活動の影響の監視（第三十五条）
- 締約国は、公海等における活動であつて自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するため、最良の科学等及び伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。
- (10) 許可された活動の影響に関する報告（第三十六条）
- (ア) 締約国は、許可された活動の影響及び監視の結果を定期的に報告する。
- (イ) 監視報告書は、公表されるものとし、科学技術機関は、当該監視報告書を検討し、及び評価することができる。
- (11) 許可された活動及びその影響の検討（第三十七条）
- (ア) 締約国は、許可された活動の影響が検討されることを確保する。
- (イ) 活動を管轄し、又は管理する締約国は、環境影響評価において予見されなかった又は条件の違反から生ずる著しい悪影響を特定する場合には、当該活動の許可に係る決定を再検討し、また、それらの悪影響を防止し、緩和し、若しくは管理するための措置の提案及び実施を要求し、又は適当な場合には、当該活動を停止する。

- (ウ) 締約国が最良の科学等及び伝統的な知識に基づき、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった又は条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあるとの懸念を登録した場合には、活動を許可した締約国は、当該懸念並びに当該懸念に係る科学技術機関による通報及び勧告を考慮する。
- (エ) 全ての国及び利害関係者は、情報交換の仕組みを通じて随時通報を受けるものとし、許可された活動に係る監視、報告及び検討の手續において協議を受けることができる。
- (オ) 締約国は、許可された活動の影響の検討に関する報告書及び決定に係る文書を公表する。
- (12) 科学技術機関が作成する環境影響評価に関連する規格又は指針（第三十八条）
- (ア) 科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、次の事項に関する規格又は指針を作成する。
  - (i) 計画された活動について選別又は環境影響評価の実施のための基準を満たしているか否か又は超えているか否かの判断
  - (ii) 公海等における累積的な影響の評価
  - (iii) 公海等における計画された活動による国の管轄の下にある区域における影響の評価
  - (iv) 公の通報及び協議の手續
  - (v) 環境影響評価報告書及び選別の手續において使用した公表された情報について必要とされる内容
  - (vi) 許可された活動の影響に係る監視及び報告
- (ii) 戦略的環境評価の実施
- (イ) 科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、次の事項に関するものを含む規格及び指針を作成することができる。
  - (i) 環境影響評価を必要とする活動又は必要としない活動の一覧及びこれらの活動に関連する基準であつて定期的に更新されるもの
  - (ii) 保護又は特別の注意を必要とするものとして特定された区域におけるこの協定の締約国による環境影響評価の実施
- (ウ) いかなる規格についても、この協定の附属書に定める。

(13) 戦略的環境評価（第三十九条）

- (7) 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であつて公海等で実施されるものについて、当該計画が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を評価するため、戦略的環境評価の実施を検討する。
- (4) 締約国会議は、区域又は地域に関する入手可能な最良の情報を取りまとめ、及び統合し、現在の及び将来における潜在的な影響を評価し、並びにデータの欠如及び研究の優先度を特定するため、当該区域又は地域の戦略的環境評価を実施することができる。

(ウ) 締約国は、環境影響評価を実施する場合において、可能なときは、関連する戦略的環境評価の結果を考慮する。

(エ) 締約国会議は、戦略的環境評価の各区分の実施に関する指針を作成する。

5 第五部 能力の開発及び海洋技術の移転

(1) 目的（第四十条）

第五部の規定は、次のことを目的とする。

- (ア) この協定の規定の実施について締約国（特に開発途上国である締約国）を支援すること。
- (イ) この協定に基づいて行われる活動において、包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加を可能とすること。
- (ウ) 公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する海洋科学及び海洋技術の分野における締約国（特に開発途上国である締約国）の能力を向上させること。
- (エ) 公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する知見を増進し、普及し、及び共有すること。
- (オ) とりわけ、海洋遺伝資源、区域に基づく管理手段及び環境影響評価に関する目的を達成するため、能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上国である締約国を支援すること。
- (2) 能力の開発及び海洋技術の移転における協力（第四十一条）
- (7) 締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する文書等を通じて、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力する。

- (イ) 締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。
  - (ウ) 締約国は、第五部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国の特別の要請を十分に認識し、並びに能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。
- (3) 能力の開発及び海洋技術の移転の方法（第四十二条）
- (ア) 締約国は、その能力の範囲内で、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。
  - (イ) 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。
  - (ウ) 能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓を指針とする。
  - (エ) 能力の開発及び海洋技術の移転は、開発途上国である締約国のニーズ及び優先度に基づいたものとし、及び対応するものとする。
- (4) 海洋技術の移転に関する追加的な方法（第四十三条）
- (ア) 海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施される。
  - (イ) 締約国は、開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転のための経済的及び法的な条件を促進し、及び奨励する。
  - (ウ) 海洋技術の移転は、当該海洋技術についての全ての権利を考慮し、全ての正当な利益に妥当な考慮を払い、並びにこの協定の目的を達成するための開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、実施する。
  - (エ) 移転される海洋技術は、開発途上国である締約国にとって適切な及び関連性を有するものであって、可能な限り、信頼性のある、負担しやすい費用の、最新の、環境上適正な及び利用可能な形式によるものとする。
- (5) 能力の開発及び海洋技術の移転の種類（第四十四条）
- (ア) 能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他

の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されない。

(イ) 能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関する更なる細目は、附属書Ⅱに定める。

(ウ) 締約国会議は、能力開発・海洋技術移転委員会の勧告を考慮して、附属書Ⅱに定める能力の開発及び海洋技術の移転の種類の一覧に関する指針を必要に応じて定期的に検討し、評価し、更に発展させ、及び提供する。

(6) 監視及び検討（第四十五条）

(ア) 第五部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討される。

(イ) 能力開発・海洋技術移転委員会は、締約国会議の権限の下で、開発途上国である締約国のニーズ及び優先度の評価及び検討、能力の開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施するための資金供与の制度に基づく資金の特定及び動員等を目的として、(ア)の監視及び検討を行う。

(ウ) 締約国は、能力開発・海洋技術移転委員会に報告書を提出する。

(7) 能力開発・海洋技術移転委員会（第四十六条）

能力開発・海洋技術移転委員会は、報告書及び勧告を提出する。締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとる。

## 6 第六部 制度的な措置

(1) 締約国会議（第四十七条）

(ア) 締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に召集する。締約国会議は、通常、事務局の所在地又は国際連合本部において会合する。

(イ) 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手續規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択する。

(ウ) 締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって採択するためにあらゆる努力を払う。この協定に別段の定めがある場合を除き、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、実質問題については出席しかつ投票する締約国の

三分の二以上の多数による議決で、また、手続問題については過半数による議決で採択する。

(エ) 締約国会議は、この協定の実施を常に検討し、及び評価し、並びに次のことを行う。

(i) 決定及び勧告の採択

(ii) 締約国間の情報の交換の検討及び促進

(iii) 関連する文書等との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調の促進

(iv) 補助機関の設置

(v) コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決での予算の採択

(vi) この協定において特定され、又はこの協定の実施のために必要とされるその他の任務の遂行

(オ) 締約国会議は、その権限の範囲内の事項について提出された提案のこの協定との適合性に関する法律問題について勧告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所に要請することを決定することができる。他の機関の権限の範囲内の事項又は大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争若しくはある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討が必要となる事項については、勧告的意見を要請してはならない。

(カ) 締約国会議は、この協定の効力発生から五年以内に、その後は締約国会議が決定する間隔で、この協定の規定の妥当性及び有効性を評価し、及び検討する。

(2) 透明性（第四十八条）

(ア) 締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

(イ) 全ての締約国会議の会合及びその補助機関の会合は、締約国会議が別段の決定を行う場合を除き、手続規則に従って参加するオブザーバーに開放される。

(3) 科学技術機関（第四十九条）

科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づく任務及び

締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。

(4) 事務局（第五十条）

(ア) 締約国会議は、その第一回会合において、事務局の所在地の決定を含め、事務局の任務の遂行のための措置をとる。

(イ) 事務局は、締約国会議及びその補助機関への運営上の支援の提供、締約国会議等の会合の準備、この協定の実施に関する情報の送付等、締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行する。

(5) 情報交換の仕組み（第五十一条）

(ア) 情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによって構成され、及び次のことを行う。

(i) 締約国がこの協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、並びに当該情報を提供し、及び周知するための単一のプラットフォームとしての役割を果たすこと。

(ii) 能力の開発に関するニーズと利用可能な支援及び海洋技術の移転を行う者とを結びつけることを容易にし、並びに関連するノウハウ及び専門知識へのアクセスを容易にすること。

(iii) 他の関連する情報交換の仕組み等との連結を提供し、並びに可能な場合には、情報の交換のための公に利用可能な民間及び非政府のプラットフォームとの連携を促進すること。

(iv) 世界的な情報交換の仕組みの下で地域的及び小地域的な情報交換の仕組みを設ける場合において、適当なときは、世界的、地域的及び小地域的な情報交換の機関を基礎とすること。

(v) 透明性の強化を促進すること。

(vi) 国際的な協力及び協調を促進すること。

(vii) 締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

(イ) 情報交換の仕組みの管理並びに情報の秘密性及び当該情報に対する権利について規定している。

7 第七部 資金及び資金供与の制度

(1) 資金供与（第五十二条）

(ア) 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供する。

(イ) この協定に基づいて設置される機関は、締約国の分担金によって賄われる。

(ウ) 資金供与の制度は、この協定の実施に当たり、開発途上国である締約国を支援し、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために任務を遂行する。

(エ) 資金供与の制度には、次のものを含める。

(i) 開発途上国である締約国の代表者がこの協定に基づいて設置される機関の会合に参加することを促進するための任意の信託基金

(ii) 先進締約国による年次拠出金、金銭的な利益配分の方法に基づく支払並びに締約国及び民間団体からの追加的な拠出金により支弁する特別基金

(iii) 地球環境基金の信託基金

(オ) 特別基金及び地球環境基金の信託基金は、能力の開発のための事業、開発途上国である締約国に対する支援、先住民等による保全及び持続可能な利用に係る計画に対する支援等のために使用する。資金供与の制度の運営、資金の動員、資金の配分等について規定している。

(カ) 財政委員会は、資金の特定及び動員について定期的に報告し、及び勧告を行う。同委員会は、特に締約国のニーズの評価、資金の利用可能性、資金の調達及び配分に係る透明性並びに開発途上国である締約国の説明責任について検討する。

(キ) 締約国会議は、財政委員会の報告及び勧告について審議し、並びに適当な措置をとり、また、資金供与の制度について定期的な検討を行う。

## 8 第八部 実施及び遵守

### (1) 実施及び履行状況の監視（第五十三条及び第五十四条）

この協定の実施の確保並びに義務の履行状況の監視及び締約国会議への報告について規定している。

- (2) 実施・遵守委員会（第五十五条）  
実施・遵守委員会は、実施及び遵守に関する事項を検討し、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、適当な場合には勧告を行う。
  - 9 第九部 紛争の解決（第五十六条から第六十一条まで）  
この協定の解釈又は適用に関する紛争の解決について規定している。
  - 10 第十部 この協定の非締約国（第六十二条）  
締約国は、この協定の非締約国に対し、締約国となり、かつ、この協定の規定に適合する法令を制定するよう奨励する。
  - 11 第十一部 信義誠実及び権利の濫用（第六十三条）  
締約国は、この協定により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を権利の濫用とならないように行使用する。
  - 12 第十二部 最終規定（第六十四条から第七十六条まで）  
投票権、署名、批准等、地域的な経済統合のための機関及びその構成国の権限の分担、効力発生、暫定的な適用、留保及び除外、宣言及び声明、改正、廃棄、附属書、寄託者並びに正文について規定している。
  - 13 附属書
    - (1) 附属書 I 区域の特定のための例示的な基準  
区域に基づく管理手段の設定に関する提案（第十九条）に関し、区域の特定のための例示的な基準について規定している。
    - (2) 附属書 II 能力の開発及び海洋技術の移転の種類  
能力の開発及び海洋技術の移転の種類（第四十四条）に関し、それらの取組に含めることができる事項が例示されている。
- 三 協定の実施のための国内措置
- 1 この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。
  - 2 この協定の締結により、分担金及び年次拠出金を支払う義務を負う。

(参考)

- 1 採択 令和五年六月十九日 ニューヨークにおいて採択
- 2 効力発生 令和七年二月六日現在 未発効(六十番目の批准書等が寄託された日の後百二十日で効力を生ずる。)
- 3 署名国 令和七年二月六日現在 百七箇国及び欧州連合  
アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボベルデ、カナダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリヤ、ジャマイカ、ケニア、ラオス、ラトビア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モロッコ、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、フィリピン、ポランド、ポルトガル、大韓民国、ルーマニア、サモア、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、スペイン、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、パレスチナ(\*)、スウェーデン、スイス、東ティモール、トogo、トンガ、トルコ、ツバル、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、欧州連合
- 4 締約国 令和七年二月六日現在 十七箇国  
(\*) 我が国は、国家として承認していない。  
バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、チリ、キューバ、フランス、モルディブ、モリシヤス、ミクロネシア、モナコ、パラオ、パナマ、セーシェル、シンガポール、スペイン、セントルシア、東ティモール

